

## アントニオ・ペレス研究のための覚書

—研究動向と史料について—

林 邦 夫

(1985年10月15日 受理)

A Note for the Study on Antonio Pérez :

Trends and Historical Materials

Kunio HAYASHI

アントニオ・ペレス——、わが国では一般的には殆ど知られていないと思われるこの人物は一体何者であるのか。取敢えず、わが国の人名辞典の項目を引用してみよう。

「ペレス Pérez, Antonio 1539~1611. 11. 3. スペインの政治家。フェリペ二世の大臣 (1567)。ドン・フアン・デ・アウストリアの手先エスコベド (Juan de Escobedo) を暗殺した (1568)。王の愛人エボリ公夫人の愛を得て王の信頼を失い、公金費消で投獄されたが、アラゴンのサラゴサ裁判所に保護を求めた (90)。その間回想録《Relaciones, 1588》を書き王を非難し、王は宗教裁判により迫害したが (91)、サラゴサの民衆は王に反抗して彼を釈放した。王の出兵にあい、ロンドン、パリに亡命、貧窮のうちにパリで歿。」<sup>1)</sup>

『ウェブスター人名辞典』<sup>2)</sup>からの引写しの多い、この極く短かい項目の中には次のような誤謬や不正確な箇所が含まれている。①ペレスの生年は1539年ではなく、1540年6月2日である<sup>3)</sup>、②エスコベドはドン・フアンの秘書であり、手先という表現 (これは agent を訳したものであろう) は誤解を与える、③エボリ (Eboli) 公夫人は王の愛人ではなかったというのが今日の定説である、④ペレスについても公夫人の愛人でなかったという見解が有力である、⑤公金費消を理由としてペレスが投獄された事実はない、⑥《Relaciones, 1598》は、執筆時期の異なる幾つかの部分から成っており、全体がこの時期に書かれた訳ではない。ここでの記述に該当するのは、その中の『覚書』(Memorial del hecho de su causa) であろう<sup>4)</sup>。

以上の誤りを正して眺めても、ペレスは中々に波瀾に富む生涯を送ったことが窺われる。ペレスが今まで多くの著述の対象となって来た一因が、かかる生涯そのものにあったことは否めまい。しかしペレス研究が重要なのは、それが単に一人の興味深い歴史上の人物の生涯を明らかにするからだけではなく、以下の如き諸問題と関連しているからである。即ちペレス問題は雑把に言って、第一にペレスが國務秘書として重要な役割を果たしたが故に、中央統治機構の問題と、第二に反王権的気運の昂まりつつあったアラゴンにペレスが逃亡し、アラゴンの反乱が起ったが故に、国内政治史の問題と、第三にペレスが異端審問の対象となったが故に、異端審問制の問題と、第四にペレ

スは亡命者としてフランス、イギリスの宮廷と接触し、両国の対スペイン政策に間接的に関わりをもったが故に、国際政治史の問題と、第五にペレスが文人として著作（書簡を含めて）を残したが故に、文学史の問題と、夫々結びついているのである。

本稿は、かかる問題関心からペレス研究のための予備的作業として従来の研究動向を纏め、また史料状況について整理しようとする試みである。ペレス関係の研究文献・史料を遺漏なく入手・参看することは固より困難であり、本稿もその意味で、今後の作業によって補足する必要がある当面の中間的整理にすぎないことを予め断っておきたい。なお、本文中にフルタイトルで書名を掲げた文献はすべて私が直接参看していないものである。

## I

最初にペレスに関する研究動向を整理していくが、まずスペイン近世の主な通史におけるペレス関係の記述を、とくにそれが如何なる素材を用いているかに着目して見ていきたい。Merriman は、第35・38章<sup>5)</sup>において、エスコベード暗殺からパリでの死去に至るまでのペレスの生涯を叙述しているが、通史の割にはかなり詳しく、素材としては、原史料は CODOIN 所収の諸史料を用い、他の研究者の著書・論文も広くあたっているが、中でも全般的には Mignet (後出)、アラゴンにおけるペレスについては Pidal (Marqués de Pidal, *Historia de las alteraciones de Aragón en el reinado de Felipe II*, 3 vols., Madrid, 1862-63) の利用が顕著である。目についた点を挙げると、ペレス失脚の原因をポルトガルの併合と結びつけて扱っていることである。即ち、エボリ公夫人が娘を Braganza 公 (Avis 朝断絶後のポルトガル王位継承権主張者 Don Duarte の女婿) の子息に嫁せたいと望み、ペレスからフェリーペ2世の対ポルトガル政策の情報を得て、これを Braganza 公に洩らしたことがペレスの失脚原因であるとする説を説得的だと評価し<sup>6)</sup>、またポルトガルの併合という大事業のためには現状維持志向の強いエボリ派 (ペレスが故エボリ公より引継いだ宮廷内の派閥) との絶縁が必要となり、このためにペレスと手を切ってイタリアから Granvela を呼び寄せたのだ、と考えているのである<sup>7)</sup>。

Menéndez Pidal 編の『スペイン史』の第19巻 (2分冊) はフェリーペ2世時代に充てられており、L. Fernández de Retana が執筆しているが、この浩瀚な通史に相応しく、ペレスに関しても3章 (第2部第9・17・18章) に亘って詳細な記述が見られる<sup>8)</sup>。原史料は CODOIN のみでなく裁判文書も利用しており、また同時代の年代記作者 L. Cabrera de Córdoba の年代記を丹念に引用していることも目を惹く。研究書では Marañón の大著への依拠が大きいようである。エスコベード暗殺に関してフェリーペ2世はペレスに瞞着されて暗殺を承認したのであり、かかるフェリーペを共犯者 (complice) と呼ぶのは不適當で侮辱的であると述べるなど<sup>9)</sup>、一般にフェリーペ2世擁護の姿勢が濃厚に看取される。Fernándezは亡命時代のペレスには言及していないが、この点では Elliott,<sup>10)</sup> Lynch<sup>11)</sup> も同断である。両者とも前二者に比して記述は遙かに簡略で、原史料も利用していない。

Lynch は脚註から明らかなように Marañon に全面的に依存しており、Elliott も巻末の文献案内から見て Marañon, それに Pidal に依拠していると思見し得る。両者とも宮廷内の派閥対立（所謂アルバ Alba 派とエボリ派）について触れ、ペレスをかかえる派閥対立の中で把え直そうとする方向を示唆しているのが特徴的である。最後に Kamen の近著<sup>12)</sup>は、異端審問制に関する自著<sup>13)</sup>でのペレス関係の記述を簡略化して組込んでいる。

以上の概観から、古くは Mignet, その後は Marañon が依拠すべき標準的研究として利用されて来たことが判るが、それでは次にこの二著を中心としてペレスを直接の対象とする研究について見ていくことにしよう。Mignet の著書『アントニオ・ペレスとフェリーペ 2 世』(1845年)<sup>14)</sup>は、原史料に基づく恐らくは最初の本格的な研究であろう。利用された主な手稿文書は次の通りである<sup>15)</sup>。①パリの外務省 (Ministère des Affaires étrangères) 所蔵文書—カスティージャでペレスに対してなされた裁判に関する文書の写本を含んでいる。Mignet が, *Proceso, ms.* と表記して利用しているこの史料は、所謂 *Resumen* (後出) の一つであり、これを目にしたことが Mignet が該書を著わす契機となったと言う<sup>16)</sup>。②ハーグ王立図書館 (Koninklijke Bibliotheek, La Haya) 所蔵文書—ベルギーの著名なアルシビスト・史家の L.P. Gachard が発見・紹介した文書で、大部分はサラゴサでの裁判でペレスが弁明のために提出した書類の写本であるという。79の文書を含むが、書簡が多く、その内訳を発信人別に示すと、ペレス37通、ドン・フアン10通、フェリーペ 2 世 7 通、エスコベード 6 通、チャベス (Diego de Chaves, フェリーペの聴罪司祭) 4 通などとなっている。③パリの国立図書館 (Bibliothèque Nationale) 所蔵文書—Llorente コレクション (Collection Llorente) と呼ばれるスペイン異端審問制に関する全17巻から成る文書の中の 6 巻 (15分冊) がペレス関係の史料を含む。

以上の根本史料に基づく Mignet の著書は、序、本文 (全 9 章)、付録といった構成になっているが、その書名が示しているように扱われているのはペレスの全生涯ではなく、彼がフェリーペ 2 世と接触するようになってから、即ちほぼ国務秘書登用後から死去までの生涯である。付録で活字化されている史料 (その殆どの出所が上記の②) は、11編で左程多くはないが、本文中に原史料からの直接引用が豊富になされている。Mignet の著書は、根本史料を広汎に利用している点で大きな価値をもつものではあったが、史料解釈の面では問題を含んでおり、例えば Froude の指摘している諸点から一点だけ紹介すると、1577年 7 月 21 日付のペレス宛のエスコベード書簡へのフェリーペ 2 世の書込みに、“menester será... darnos mucha priesa á despacharle antes que nos mate” とあるが、Mignet はこれを「彼 [エスコベード] が余を殺す前に、急いで彼を殺す必要があろう」と解釈し、フェリーペがペレスにエスコベード暗殺を命じたと主張している<sup>17)</sup>。確かに *despachar* には *matar* の意味があるが、この場合には「彼が余を死ぬ程悩ませる前に、急いで彼を追払う必要があろう」と解する方が自然であると Froude は批判する<sup>18)</sup>。つまり、ネーデルラントへの増援要請の任務を帯びてマドリードにやって来るエスコベードが執拗にフェリーペに迫る前に、ネーデルラントへ追返してしまおうというフェリーペの意図を表明したものだと言うのである。かかる問題点を含みながらも、Mignet の著書は長い間、権威としての地位を保ち、これを全体として凌駕す

る研究が出現したのは、ほぼ一世紀後のことであった。Marañon の大著『アントニオ・ペレス—人物・ドラマ・時代—』全2巻 (1947年)<sup>19)</sup>がそれである。これは Marañon の多くの伝記的著作の中でも恐らく白眉と目し得るもので、1951年に校訂・増補版が公刊され、以後今日まで版を重ねている。序、本文(全30章とエピローグ)、付録から成るが、本文を内容的に見ると、ペレスの生涯を事実の推移を追いながら時間的順序に従って叙述している部分と、特定のテーマを設定して立入った検討を加えている部分とに分類出来るように思う。後者に属するのは、第3章・フェリーペ2世の人物像<sup>20)</sup>とペレスへの寵愛、第4章・ペレスの邸宅と腹心の従僕たち、第5章・ペレスの家計の収支と汚職、第6章・ペレスと教会、第7章・貴族の諸党派とペレスと貴族との関係、第8・9章・エボリ公夫人及び夫人とペレス、フェリーペ2世との関係、第10章・フェリーペ2世、ペレス、ドン・フアンとの関係、第13・30章・ペレスの人物像、文人としてのペレス、エピローグ・ペレスと共に亡命した人々の運命、といった諸章・エピローグとそのテーマである。

Marañon の著書を Mignet の著書と比較すると次のような差異があると言える。第一に後者がペレスの生涯の一部を対象としているのに対して、前者は全生涯を対象としていること、第二に前者の方が遙かに豊富な付録を付していること、第三に前者には、後者にはない詳細な文献目録が備わっていること、第四に既刊史料は言うまでもなく、スペイン国内各地の図書館・文書館は固より、イギリス、フランス、ベルギーの代表的図書館の手稿史料を、前者よりも遙かに広く渉猟していること、である。以上の点から Marañon の著書は完全に Mignet を乗越えていると評価出来る。またこの点は、個々の問題について Marañon がより説得的な解釈を提示していることから言い得る。例えば、Mignet はエボリ公夫人とフェリーペ2世、ペレス両者との間の恋愛関係を認めているのに対して、Marañon は「恋の伝説」(La leyenda de los amores) と題する第9章においてこれを否定する議論を詳細に展開しているし<sup>21)</sup>、またエスコベード暗殺のペレスの動機について Mignet はペレスと公夫人との関係がエスコベードに知られ、これをフェリーペ2世に告げると脅迫されたからだとしているが、Marañon はペレスがネーデルラントの反徒に国家機密を漏洩して利得を得ていたこと、ドン・フアンに関してフェリーペ2世に讒言して両者の離反を図っていたこと、がエスコベードによってフェリーペ2世に知らされるのを恐れたからだとしている<sup>22)</sup>。今日では Marañon の著書がペレス研究の権威であることは間違いなく、今後もこれを全体的に凌ぐ著作が現われるとは予想し難いが、今日までの間にはこれを補足する研究は出ており、以下ではこれらを瞥見しておく。

まず、Tellechea Idígoras の研究を挙げよう<sup>23)</sup>。これは Marañon が利用することのなかったヴァチカン文書館 (Archivio Segreto Vaticano) に Nunziatura di Spagna [スペインへの教皇使節] の表題の下に保存されている教皇使節報告書の中のペレス関係の記事を紹介したものである。ペレスがイタリア担当の國務秘書であったことから、主に1570年8月～1592年8月の間の報告書にペレスは数多く言及されていると言う。注目すべき事実としては、ペレスがエスコベード暗殺後もフェリーペ2世と教皇使節との間の仲介役を果たしていたこと、教皇使節はペレスの無実を信じて教皇の援助を求めるが、やがて巻込まれるのを恐れて手を引くに至ったこと、などがある。しかし Telle-

chea 自身の言によれば、この史料からは **Marañón** の明らかにした大筋に新たに付加えるものは殆ど得られないということであり<sup>24)</sup>、この論文はむしろ **Marañón** の研究を別の側面から補強するものであると言ってよかろう。次に **Escudero** の研究を紹介しよう。これは、浩瀚な秘書官職研究の一部でペレスに言及しているものであり、とくにペレス研究を標榜したものではない。**Escudero** の時期区分によるフェリーペ2世時代の第2期(1567~78年)がペレスに関わる時期で、この時期にはペレスと **Gabriel de Zayas** との間で外務が分担され、前者がイタリア、後者が北方を担当地域とした<sup>25)</sup>。**Escudero** はこの時期の分析に続けて、ペレスが関与したイタリア会議 (**Consejo de Italia**) の秘書職を繞る葛藤 (**Marañón** はこれについて極く簡単に触れているにすぎない) に関して、初期の三者 (**Francisco de Idiáquez**, **Diego de Gante**, ペレス) 間の争いから、フェリーペ2世の裁断によって最終的に **Zayas** が任命されるに至るまでの過程を詳細に明らかにしている<sup>26)</sup>。最後に **Ungerer** の研究を見ておこう。**Ungerer** は **Marañón** の著書内の亡命時代のペレスに関する部分は、他の部分のレベルに達していないとして、その不充分性を指摘している。彼はヨーロッパ各地の図書館・文書館をより広く探索し、ペレス関係の多数の文書から成る史料集<sup>27)</sup>を公刊した。**Ungerer** はこれらの史料に基づく亡命時代のペレスを主題とする著書を予定しており、その公刊が待たれるが、これが公刊されれば **Marañón** の著書と相俟ってペレスに関する我々の知見は一層広がりや深まりを増すことになろう。

## II

以上、通史におけるペレス関係の記述と、ペレスを直接のテーマとする研究の主要なものを見て来たが、次にペレスに対する異端審問〔以下、ペレス審問と呼ぶ〕に関する研究を整理していきたい。著名な人物を対象とする異端審問に関する個別事例研究はスペイン異端審問制史研究の一分野を形成しているが、ペレス審問もかかる審問の代表的事例の一つである。原史料に基づくスペイン異端審問制研究の先駆者 **Llorente** の主著『スペイン異端審問の批判的歴史』(1818年)の第35章が既にペレス審問を扱っている<sup>28)</sup>。異端審問所書記を務め、スペイン王ヨゼフ2世から異端審問文書の処理を委ねられたという **Llorente** は<sup>29)</sup>、原史料を自由に利用出来る立場にあり、その後の諸研究の導きの糸となる著作を残したが、ペレス審問についても上記の箇所、その大筋を明らかにしている。以下ではこれに基づきペレス審問の経過を、死後の名誉回復裁判をも含めて辿っていくことにする。

サラゴサ高等法院長官 (*regente de la chancillería*) の **Micer Urbano Jiménez de Aranguen** は、1591年2月19日付の書簡<sup>30)</sup>で、ペレスがベアルンかその他のフランスのユグノーの根拠地に逃亡する計画を企てていたことを異端審問官の **Molina de Medrano** に伝えたが、これが契機となって審問が開始され、3月10~20日の間に10人の証言が聴取され、その概要が異端審問官→異端審問長官 (*inquisidor general*) キローガ (**Gaspar de Quiroga**, トレード大司教, 枢機卿)→チャベス→国王と

いう順序で伝達され、王命によりチャベスは送られてきた知見を基にしてペレスの4項目の異端的提題を指摘した鑑定書 (calificación)<sup>31)</sup>を作成してサラゴサの異端審問所へ送付した。これを根拠としてペレスを異端審問所の牢獄へ移送する手続きがとられるが、5月24日の民衆暴動によってこの企ては阻止される。同年9月24日に同様の試みがなされるが、これも同様の騒乱のために中止を余儀なくされ、ペレスはこの後ベアルンへ亡命する(11月23日夜越境)。1592年2月15日、ペレス逃亡後の従僕や友人の証言などを材料として増加させられた罪状を列挙した布告によって異端審問官はペレスに異端審問所への出頭を命ずる。4月16日にはペレスの故地 Hariza でペレスの家系調査が行なわれ、14人の証言が聴取されたが、これらの証言はペレスの家系は曾て当地でフダイサンテ (judaizantes, 隠れユダヤ教徒) として焚殺された Pérez 姓の兄弟とは別の家系であることを確認しているが、その後の再調査での3人の証人の内の1人が、この兄弟の娘の子がペレスの父 Gonzalo Pérez であると証言した。これに基づいてペレスをフダイサンテであるとする項目を含む43項目から成る告訴状<sup>32)</sup>が、7月6日、検察官 (fiscal) から提出された。8月16日にはペレスが Pau で公開した著書の鑑定が委託され、鑑定人はこれから16項目に及ぶ異端的誤謬を摘出した。9月17日、異端審問官は不在のペレスを肖像による焚刑に処することを決定し、10月13日、異端審問会議 (Consejo de la Inquisición, 以下、会議と略記) もこれを了承、10月20日のアウト・デ・フェ (auto de fe) で最終判決<sup>33)</sup>が公示されたのである。

1610年保護者であったアンリ4世が暗殺されたこともあってペレスは帰国の願望を強め、会議の参議であった Francisco de Sosa (カナリアス司教) とパリで会見してその希望を伝え、1611年9月22日付の書簡<sup>34)</sup>で、サラゴサの異端審問所で弁明を行なうために、安全通行証 (salvoconducto) を交付するように Sosa に求めるが、これが実現せぬままに11月3日世を去る。1612年2月21日、ペレスの6人の遺児が会議に亡父の名誉回復裁判を求め、4月10日にはペレスの信仰の正統性を証明するパリ大学神学部の証明書 (1603年9月6日付) やペレスの遺書など5件の証拠書類<sup>35)</sup>を提出するが、7月9日、会議の検察官はこの請求を棄却した。ところが会議自体は12月3日に証拠書類の署名確認をした上で、1613年1月7日に検察官の反対を押切って再審開始を決定し、同月22日付で国王フェリーペ3世の裁可を得た。遺児代表としてゴンサーロ (Gonzalo) がサラゴサに赴き異端審問所との折衝にあたり、2月26日には訴訟代理人 (abogado) を通して、3月12日には自ら覚書を提出して審理開始を求めた。1614年末にはペレスの純血 (ユダヤ系でないこと) を証明する1567年の Calahora での証言など4件の証拠書類<sup>36)</sup>を添えて、訴訟代理人が121項目から成る弁護上申書 (cédula de defensas) を提出するが、異端審問官は1615年3月15日、再審請求の棄却を決定し、この旨会議に上申した。ところがこの上申書を検討した会議は原判決の破棄を決定して4月10日にフェリーペ3世の承認を受け、5月2日に異端審問所に差戻した。6月16日異端審問所はこれに従って原判決破棄の判決を下し、ここにペレスの名誉回復が漸く達成されたのである。

以上、アラゴンでの異端審問と名誉回復裁判の概略を見てきたが、次に Llorente のこれらに対する批判を紹介しておこう。まず彼は、異端審問開始の契機となった逃亡計画について、君主の不

